

宮前区馬絹地区(2期)住居表示説明会摘録

1 日時

平成29年10月28日(土)

午前の部 10:00～

午後の部 13:30～

2 場所

宮前地区会館 第1・第2会議室

3 出席者

馬絹地区住居表示検討委員会委員長

川崎市戸籍住民サービス課職員

横浜地方法務局麻生出張所登記官

参加者 午前の部 150人

午後の部 170人

4 説明会次第

(1) 挨拶

川崎市戸籍住民サービス課長 鈴木課長

馬絹地区住居表示検討委員会 田辺会長

(2) 住居表示実施に伴う手続き等について

配布資料に基づき、説明を行った。

説明者 午前：平田 午後：山岸

5 質疑応答

【午前の部】

問 1 二世帯住宅等で同じ建物に世帯主が2人いる場合、小型町名表示板と住居番号表示板(青いプレート)はどちらかに届くのか。

回答1 どちらかの世帯主に1セットお送りしています。どちらの世帯主にも届いていない場合は、戸籍住民サービス課(044-200-2736)へ御連絡ください。

問 2 しおり8ページの「自動車検査証(自動車〔軽自動車を除く〕、250ccを超える二輪車)」について、わかりやすく説明してほしい。

回答2 一般的な普通車の車検証のことをいいます。

問 3 土地・建物の登記物件の所有者の住所変更は必要か。また、所有者が住居表示実施

前に亡くなっている場合は、住居表示に伴う住所変更手続は必要か。

回答3 登記簿に載っている所有者の住所変更手続は必要となりますが、実施前に亡くなられた方の住所変更手続は不要です。

問 4 遺族年金、医療年金、生命保険など住所変更手続は必要か。

回答4 日本年金機構や行政が所管する年金は手続不要です。民間企業の年金や生命保険は手続が必要になりますので、各企業や保険会社へ御確認願います。

問 5 電力の自由化に伴い、東京電力以外の電力会社と契約している場合も手続が必要か。

回答5 しおり6ページに記載の東京電力以外と契約している場合には、手続が必要となります。

問 6 年末調整時に提出する住宅借入金等特別控除申告書について、自分が住所を記入する欄は新住所を記載した方がよいのか。また、申告書には税務署に入力された旧住所が記載されているが、新住所に手書きで書き換える必要があるか。

回答6 御自身が住所を記入する欄には新住所を御記入ください。税務署にて入力されている旧住所については、提出先である会社・事業所によって対応が異なる可能性があるため、提出先に御確認をお願いいたします。参考までに、本市の担当部署に確認したところ、申告書の住所は書き換える必要がなく、別添として通知書を添付し、提出することとなっています。

問 7 土地・建物の登記簿の表題部の変更について、通知はあるのか。

回答7 変更の通知はされません。

問 8 運転免許証の本籍変更について、住所と本籍が同じ場合「本籍の表示変更通知書」は必要ないか。

回答8 「本籍の表示変更通知書」が必要になるかもしれませんので、手続の際には、念のため御用意をお願いいたします。

【後日、宮前警察署に確認しましたところ、通知書の最下段に「本籍と現住所が同じ方の本籍表示については、上記の新町名と従来の地番で表します。」と記載されているため、住所と本籍が同じ場合については、通知書のみで本籍の変更についても御対応いただけますとのことでした。】

問 9 運転免許証のみ住所変更手続をした場合、運転免許証と自動車保険の住所が異なることが想定されるが、手続をしなくてもよいのか。

回答9 保険につきましても、なるべく早めに手続をお願いします。

問 10 運転経歴証明書は住所変更手続が必要か。

回答10 手続をお願いいたします。

問 11 本籍の変更手続はしなくてもよいのか。

回答11 手続をしていただかなくて差し支えありません。新しい本籍の表記は、新しい町名（馬絹〇丁目）とこれまでの番地となり、新しい町名と街区符号で表記を希望する場合は、宮前区役所区民課で転籍の手続を行うことで変更できます。

- 問 1 2 「住居表示のお知らせ」用はがきは、必ず使わなければならないか。
- 回答12 使わなくても差し支えありません。また、年賀状等の郵便物で新しい住所をお知らせしていただく方法もあります。
- 問 1 3 住居表示実施に伴い、町内会の区域の変更はあるか。
- 回答13 変更の予定はございません。

【午後の部】

- 問 1 「住居表示のお知らせ」用はがきを同封の茶封筒に入れず、そのまま投函してもよいのか。
- 回答 1 そのまま投函していただいても差し支えありません。
- 問 2 車検証や金融機関等の住所変更手続で、通知書は必要となるのか。
- 回答 2 車検証の住所変更手続の際には、通知書は必要になります。金融機関等の住所変更手続についても、原則、通知書は必要になりますが、金融機関によっては、口頭で住所変更した旨を伝えていただければ、通知書が必要無い場合もございます。なお、手続先によって、通知書は提出ではなく提示で済む場合もあるため、詳細は手続先に確認いただければと思います。
- 問 3 マイナンバーの通知カードは手続すると新しい住所の通知カードがもらえるのか。
- 回答 3 新しい通知カードは発行されませんが、御提出いただいたカードの裏面に、区役所職員が新住所を記載し、カードをお返しします。
- 問 4 小型町名表示板、住居番号表示板を取り付けしなければならないのか。
- 回答 4 小型町名表示板、住居番号表示板を使わず、別の方法で住所を表示していただいても差し支えありません。なお、住居表示に伴い住所の表記が変わるため、来訪者や配達業者等に住所が分かるよう、なるべく住所を掲示することをお願いしておりますが、取付をしなかった場合につきましても、罰則等が適用された事例はございません。
- 問 5 東京電力以外の、例えば東京ガス等の電力会社を使っている場合は手続をする必要があるのか。
- 回答 5 しおり 6 ページに記載の東京電力以外と契約している場合には、手続が必要となります。
- 問 6 土地・建物の登記簿の表題部について、手続する必要があるのか。
- 回答 6 法務局の職権で修正をするため、手続する必要はございません。
- 問 7 通知書の期限はあるのか。
- 回答 7 通知書の期限はないため、お手元に保管をしておいてください。
- 問 8 企業年金については、手続が必要になるのか。
- 回答 8 民間企業の年金は手続が必要となりますので、各企業へ御確認願います。
- 問 9 他の方と共有して土地を所有しているが、その場合、登記申請書の不動産の表示に

ついてはどのように記入すればよいか。

- 回答9 権利書に記載されている情報（所在等）を新町名に変更して、記入してください。
- 問10 新住所の表し方について、一定戸数以上のマンション・団地等の場合、部屋番号が住居番号に組み込まれる表記になるようだが、部屋番号をマンション名の後に記入するのはいけないのか。
- 回答10 通常の郵便物等については、マンション名の後に部屋番号を書いていただいても差し支えありません。一方で、住民票の表記が求められる手続の際には、部屋番号を住居番号に組込んで御記入いただくことになります。
- 問11 県外に土地・建物を所有している場合、登記の変更手続は次回の売買の時でのよいか。
- 回答11 次回の売買・抵当権設定等の登記申請までに手続をお願いいたします。
- 問12 新旧対照案内図の見方を教えて欲しい。
- 回答12 地図上の建物に記載されている黒い数字はこれまでの住所の番号になります。赤い太字で記載された文字は新町名を表します。赤い○で囲われた数字については、新住所の街区番号を意味します。建物に記載されている赤い数字は新住所の住居番号を意味します。
- 問13 運転免許証の本籍を、街区符号を用いた本籍の表示に変更して手続をしたいのだが、どのように手続をすればよいか。また、転籍届の手続は有料なのか。
- 回答13 まず、11月20日以降に転籍届を宮前区役所に提出してください。転籍届にしたがって、本籍が変更されます。その後、宮前警察署に本籍の記載のある住民票の写し、又は戸籍謄本とともに運転免許証をお持ちいただくことにより、本籍の変更手続をすることができます。なお、転籍届の手続につきましては、無料になりますが、住民票の写しの交付、戸籍謄本の交付については、有料になります。

（川崎市市民文化局戸籍住民サービス課住居表示係）

電話 （044）200-2736

メールアドレス 25koseki@city.kawasaki.jp